

# 「オーロラの向かう所」へ…… 長澤英俊展を楽しもう！

2 ページで紹介した最新作「蝶の木」をはじめ、5 点の作品が展示されている市立美術館。作者である長澤英俊さんに、今回の特別展の観賞方法を聞きました。

1 年以上の時間をかけて制作した作品もあります。ですから時間をかけてゆっくり見てください。1 度見ただけでは理解できない場合もあると思いますが、その時は何度も足を運んでほしいです。じっくり見ることで、僕が作品の中に隠した大切なものを発見してくれたらうれしいですね。



オーロラの向かう所 - 柱の森 (2008年)

大理石の柱49本のある規則で並べ、柱の上に大理石の板を渡しています。暗い室内に設置されているため、柱が見えるまで5分前後かかります。目が慣れたら、周囲を歩くことで表情を変える作品をゆっくり楽しんでください。



おし (1989年)

棒に取り付けられた4枚の羽。その下には、しんちゅうの棒が2本あります。滑空しながら獲物を探しているのか、それとも羽が舞っているのか……。階段を上り下りしながら、作品のさまざまな表情を楽しむことができます。



とんぼ (1999年)

自立しているのが信じられないほど見事な作品。先に止まった蜻蛉によって、バランスが保たれています。もし、蜻蛉が飛び立ったら、1 t もある鉄の支柱が崩れ落ちます。



二つの輪 (1972年)

見た目は同じ2つの輪。1つは鍛金で、もう1つは型を取って鑄造しています。作り方が異なるので中身は違いますが、どちらが鍛金でどちらが鑄造か、今となっては作者本人でも分かりません。

## 長澤英俊展関連イベント

市立美術館・TEL228-8080

### ●アーティスト・トーク

長澤英俊さんと、作品を見ながら語り合います。当日直接会場。

日時…9月19日(土)、午後2時～ 経費…観覧料

\*「長澤英俊展」は9月23日(祝)まで、埼玉県立近代美術館(さいたま市)と同時開催しています。市立美術館では5点、県立近代美術館では15点が展示中。また、遠山記念館(川島町)でも同じ期間、長澤英俊さんの展覧会が開催されています。県立近代美術館と遠山記念館は、別途料金が必要です。



# 長寿祝い金を支給します

健康長寿奨励金事業は廃止になります

問い合わせ…高齢者いきがい課・TEL224-5809

9月の敬老月間に、新たに「喜寿」「米寿」「白寿」を迎える方および「100歳以上」の方をお祝いする「長寿祝い金支給事業」がスタートします。この事業は、昨年までの健康長寿奨励金事業に代えて実施するものです。

対象…平成21年9月1日の時点で、1年以上市内に住み、年齢が77歳・88歳・99歳および100歳以上の方

支給額…77歳＝10,000円▶88歳＝20,000円▶99歳＝30,000円▶100歳以上＝50,000円

支給方法…9月中に、地区の民生委員を通じて、直接お渡しします

## ■削減経費は、子育て支援などへ

原則として、75歳以上の皆さんに支給する健康長寿奨励金。楽しみにされていた方も多かったと思われませんが、今回あえて見直しをさせていただきました。新たなまちづくりを行うための必要な改革の一つとして、いわば苦渋の選択でした。

今回の事業の見直しにより削減する経費は、子育て支援の一環として実施する、待機児童解消のための保育所整備基金などに充てられます。

## ■健康長寿奨励金事業の廃止理由

長寿祝い金支給事業の開始に伴い、平成12年度から実施してきた健康長寿奨励金事業は、廃止します。

当時、健康長寿奨励金事業は、支給者数約14,000人・支給額1億4,700万円で開始しました。その後、毎年度、右肩上がりが増加し、同20年度には1.5倍にふくれ上がりました。同事業をこのまま継続していくと、5年後（同26年度）には、市の人口の1割に当たる約3万人を対象に、3億1,400万円の経費がかかり、事業そのものを支えていくことが困難になります。今回の見直しによる経費の削減額は、約1億9,000万円を見込んでいます。

事業の見直しのきっかけは、昨年度、包括外部監査から「現行の支給対象者の範囲と内容を検討する必要がある」との意見をいただいたことです。この「包括外部監査」とは、市の財政状況を客観的に判断し、改善を求める制度です。当事業の見直しは、有識者と市の考え方をすり合わせ、6月に開催された議会の厳正な審議をいただきました。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

**国民年金基金は  
国民年金に上積み  
する制度です**

国民年金基金に加入すると、老齢基礎年金に上積みした年金が受けられます。

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けた公的な法人です。設立から運営までを厚生労働省が指導・監督しています。

掛金は全額社会保険料控除の対象となり、受け取る年金には公的年金等控除が適用されます。

資料の請求・加入の申し込みは、埼玉県国民年金基金（TEL0120-654192）にお尋ねください。

問い合わせ…市民課国民年金担当・TEL224-5764

**小規模修理・修繕等の業者登録**

市が発注する小規模な修理・修繕と少額で内容が軽易な工事請負の見積もり合わせなどに、参加を希望する市内業者の登録を受け付けます。

現在登録している方も、9

月30日(水)で登録期間が終了するため、申請が必要です。

資格…市内に本店・本社があり、市の入札に参加するための業者登録をしていない（個人・法人は問いません）

申請方法…契約課（本庁舎三階）・出張所にある申請書（8月10日(月)から配布）に必要な事項を記入・押印して同課に提出

受付日時…9月1日(火)～18日(金)（土・日曜日を除く）、午前9時～正午・午後1時～4時

問い合わせ…契約課  
TEL224-5632

**固定資産税などを  
減免します**

私道に課税された固定資産税などは、所有者の申請により、減免される場合があります。対象は、公衆用道路のように利用されている、面積が明確な私道です。

なお、個人が公道との出入りに利用する道路などは対象外です。

問い合わせ…資産税課土地担当・TEL224-5645